



# 新潟県公報

平成27年  
12月24日(木)  
号外  
第76号

## 目次

### 規 則

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正…………… 1  
教育委員会
- 県立学校管理規則の一部改正…………… 2
- 事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則の一部改正…………… 2
- 新潟県立学校文書等取扱規程の一部改正…………… 2  
人事委員会
- 職員の退職手当に関する規則の一部改正…………… 3

## 規 則

### 新潟県規則第四十七号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月二十四日

新潟県知事 福田 富一

### 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年新潟県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

別記第三号の二様式中

7 旧国民年金法の受給関係	<input type="checkbox"/> 被保険者であつた。 <input type="checkbox"/> 被保険者ではなかつた。	を
7 厚生年金保険法等の適用関係	<input type="checkbox"/> の被保険者である。 <input type="checkbox"/> 被保険者でない。	

に

「2 この請求書を提出するときに、請求する傷病補償年金と同一の事由によつて国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。」

「2 この請求書を提出するときに、請求する傷病補償年金と同一の事由によつて次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所等を記載した書類を添付すること。

- (1) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下「障

害基礎年金」という。）

- (2) 障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）
- (3) 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金が支給される場合を除く。）
- (4) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金
- (5) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金
- (6) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金

改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

（職員総務課）

**教育委員会**

**栃木県教育委員会規則第二十号**

県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月二十四日

栃木県教育委員会

**県立学校管理規則の一部を改正する規則**

県立学校管理規則（昭和三十二年栃木県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一栃木県立岡本特別支援学校の項の次に次のように加える。

栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園	宇都宮市京町9番32号	高等部	男女	産業 一般	職業	
---------------------	-------------	-----	----	----------	----	--

別表第二栃木県立岡本特別支援学校の項の次に次のように加える。

栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園	知的障害者に対する教育
---------------------	-------------

**附 則**

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

**栃木県教育委員会規則第二十一号**

事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月二十四日

栃木県教育委員会

**事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則の一部を改正する規則**

事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則（昭和四十六年栃木県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「及び」を「、特別支援学校宇都宮青葉高等学園及び」に改める。

**附 則**

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

**栃木県教育委員会訓令第四号**

県立学校

栃木県立学校文書等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十四日

栃木県教育委員会

**栃木県立学校文書等取扱規程の一部を改正する訓令**

栃木県立学校文書等取扱規程（平成十三年栃木県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。  
別表栃木県立岡本特別支援学校の項の次に次のように加える。

栃木県立特別支援学校中級特別支援学級等	特	訓	令
---------------------	---	---	---

**附 則**

この訓令は、平成二十八年一月一日から施行する。

（教職員課）

**人事委員会**

**栃木県人事委員会規則第十九号**

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月二十四日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

**職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則**

職員の退職手当に関する規則（昭和二十九年栃木県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第八十四条第二項」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十七条第二項」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。